

柏原中学校保護者 様

春日井市立柏原中学校
校 長 津田 訓弘

特別警報・大雨・洪水警報・暴風警報・大地震情報等発令における生徒の登下校について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動に対して、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

特別警報・暴風・大雨・洪水・大地震発生・南海トラフ大地震情報発表時等の対応について、下記のようにいたします。よろしくお願い申し上げます。

記

1 特別警報への対応

1 生徒が登校する以前に、「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「特別警報」が発表されている場合

- (1) 午前7時の段階で「特別警報」が発令されている場合は、休校となります。
- (2) その日のうちに、特別警報が解除されても、登校させないでください。
- (3) 解除後の授業の再開日時については、緊急メール・学校ホームページでお知らせします。なお、緊急メールへの登録がお済みになっていないご家庭は、この機会に、是非ご登録をお願いします。
- (4) 授業開始の連絡をさせていただいた際、通学路の冠水や河川の増水等により、登校が危険だと保護者の方が判断された場合は、登校させないでください。その場合は、必ず学校へご連絡ください。

2 生徒の登校後に、「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「特別警報」が発表された場合

- (1) 午前7時から本校の始業時間までに「特別警報」が発令された場合も休校です。
この場合、部活動等で、生徒がすでに登校してしましたら、「学校待機」とします。
(状況によっては、安全を確認の上、教師引率のもと集団で下校させる場合もあります。その場合は、緊急メール・ホームページでお知らせします。)
- (2) 発令後、即時に授業等を中止し、生徒を校内の安全な場所で待機させます。
- (3) その後、「特別警報」が解除されても、災害の状況及び気象、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ、生徒の安全を確保します。
- (4) 「特別警報」解除後、安全の確認ができた場合は、学校から緊急メール・学校ホームページで、ご連絡させていただく時間に、教師引率のもと、集団で下校をさせます。

2 大雨・洪水警報発令時の対応

登校する前に、春日井市に 大雨・洪水警報 が発令されている場合は、通学路の安全を確認した上で、登校させてください。ただし、危険な事態が生じた場合は、登校を見合わせ学校へ連絡してください。

3 暴風・暴風雪警報発令への対応

朝7時の時点で 警報が出ている

- ・ 登校しません。
- ・ 危険なので外出はひかえ、自宅で待機してください。
- ・ 家庭学習を行ってください。

裏面に続く

朝7時の時点で 暴風警報が出ていない・解除された

- ・ 通常通り登校します。ただし、雨の降り方や道路の冠水を確認し、危険と判断したら登校しないでください。
また、そのような場所があれば、学校に連絡してください。
- ・ 給食ありの場合 OR 弁当の場合：食べて午後の授業・S T後下校します。部活動も行います。

11 時までには暴風警報が解除された時

5 時間目（午後）から授業を行います。
家で昼食を済ませ、13時00分までに登校してください。

11 時過ぎても暴風警報が出ている時

学校は休みになります。

- ・ 警報が解除されるまで、自宅で待機してください。
 - ・ 解除されても、強風や冠水など危険な状況の場合は、外出をひかえてください。
- ★ 帰りのS T後、暴風警報発令が予想される場合、部活動はせず下校します。
- ★ 学校にいる時に暴風警報が出た時は、その時点で速やかに下校します。
- * 台風の進路や強さからみて前日に休校を決定する場合や、当日午前7時に休校の判断が市教育委員会ですられる場合があります。その際は、学校より文書や緊急メール、ホームページ等でお知らせいたします。

4 大地震発生時の対応

- 1 春日井地区で震度4以下の場合は、原則として普段どおりの活動を行います。
- 2 春日井地区で震度5弱以上の地震が起こった場合
 - 自宅にいるときは、登校せず自宅待機させてください。
 - 学校にいるときは、学校待機します。周囲の状況を確認した後、方面別に引率のもと帰宅させます。震度4以下でも状況によっては学校待機をする場合があります。また、自宅に戻れない場合は、ご家庭で話し合った避難場所へ行きます。
 - 登下校時、大きな揺れを感じたときは安全に留意させ帰宅させます。
 - 学校から緊急下校させた場合は、再登校させません。

5 南海トラフ地震対応に関連する情報（臨時）が発表された場合の対応

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	① 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ② 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が、平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ③ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が、相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

- 自宅にいるとき、①②は「その後の発表」が確認できるまで待機させてください。③は登校させてください。
- 学校にいるときや登下校中のときは、「その後の発表」を確認して、教師による通学路等の安全確認を行った後、帰宅させます。下校させた場合は、再登校させません。

☆ 緊急メールへの登録がお済みになっていないご家庭は、是非ご登録をお願いします！！